

平成27年度 森林審議会森林保全部会 議事録

日時 平成27年8月5日(水)

場所 宮城県行政庁舎13階環境生活部会議室

司会

午前中の現地調査につきましては、たいへんお疲れ様でした。

ただ今から、平成27年度宮城県森林審議会・第1回森林保全部会を開催いたします。

始めに本日の部会の定足数について御報告させていただきます。

当森林保全部会委員の定数は5名で、本日御出席いただいております委員も5名でございます。出席者数は定数の過半数を超えておりますので、宮城県森林審議会規程第8条第5項により、本日の部会は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、本日の部会の公開・非公開について御報告いたします。本部会は宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により、一部の審議事項を除いて、原則として公開となっておりますのであらかじめ御承知願います。

それから、傍聴者ならびに報道関係者の方にお願いがございます。皆様におかれましては、「傍聴要領」に従って、静粛に会議を傍聴願います。

本日の部会は、原則として公開により行われますが、委員による審議につきましては非公開とさせていただきますので、事務局からの審議事項の説明が終わりましたら、傍聴者の皆様には一旦退室いただき、審議終了後に再度入室いただくこととなります。退室及び入室の際には、お声掛けしますので御理解と御協力をお願いいたします。

また、会場内における撮影・録音につきましては、部会長の挨拶までとさせていただきます。審議が始まりましたら、撮影・録音は禁止とさせていただきます。

なお、具体的な審議内容等の取材につきましては、会議終了後に廊下で職員が対応いたしますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、開会にあたりまして、自然保護課長の米谷より御挨拶を申し上げます。

課長

委員の皆様方には御多忙中にもかかわらず、また、大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には、常日頃から本県における林地開発許可制度の適正な運用につきまして、御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

さて、東日本大震災の発生から4年4か月が経過し、復興事業が進む中、土砂の採取を目的とする林地開発許可の新規申請が増加しており、平成26年度の許可件数は、後ほど詳しく御報告させていただきますが、震災前に比べて約10倍となっております。

沿岸部における防潮堤の建設や土地のかさ上げ工事などの事業はこれから本格的に行われることから、こうした林地開発許可の増加傾向はもうしばらく続くものと思われまます。

こうした状況の中、森林法の違法伐採や無許可開発が増加していることから、県では、ヘリコプターによる上空からの調査の実施など、森林等における巡視を強化するとともに、県警や市町村等関係機関と連携を図り、違反行為の未然防止と早期

発見に取り組んでいるところであります。

本日御審議いただく案件は、森林の開発面積が約14ヘクタールの太陽発電施設設置に係る林地開発許可についてであります。

太陽光発電施設の設置については、「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の創設により、近年増加傾向にあります。また、開発面積が大規模なものが多く、今回の案件以外にも、本審議会の対象となる10ヘクタール以上の開発となる申請や相談がいくつか寄せられておりますので、今年度は本部会を複数回開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

本部会は、平成25年5月以来2年ぶりの開催となりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

司会

次に、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

部会長の川村正司様でございます。

阿部育子様でございます。

齋藤司様でございます。

高橋万里子様でございます。

丸尾容子様でございます。

続きまして、事務局の主な出席者を御紹介申し上げます。

宮城県環境生活部自然保護課長の米谷邦明でございます。

緑化推進専門監の千田政明でございます。

みどり保全班長の佐藤大輔でございます。

そして、私、本日の司会進行を努めます、技術副参事兼技術補佐総括担当の皆川隆一でございます。

次に、このあとの日程につきまして御説明させていただきたいと思っております。まず、お手元にお配りしております次第を御覧いただきたいと思っております。

本日の審議事項は記載の通り1件となっております。このあと事務局から説明させていただき林地開発許可申請の内容とその審査結果及び、午前中に御覧いただいた現地の状況等につき、審議を行っていただきたいと思っております。

その後、事務局から平成26年度の林地開発許可等事務実施状況の報告をさせていただきます、午後4時に終了する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、出席者名簿、席次等が一式となっております資料でございます。

資料1 諮問書の写しでございます。

資料2 事案資料としまして、申請者概要、審査調書等を綴ったものでございます。

資料3 平成26年度林地開発許可等事務実施状況の資料でございます。

以上が本日の資料となります。不足や落丁等がありましたら、事務局までお申し付けください。

それでは次に、川村部会長様から御挨拶をいただきたいと存じます。

部会長

森林保全部会長をしております川村です。よろしくお願い致します。
委員の皆様方には御多忙のところ、御出席いただき大変ありがとうございます。
本日の会議ですが、宮城県森林審議会の意見聴取基準に基づき、10ヘクタールを超える大規模な林地開発に関する案件は、当森林保全部会で審議することになっておりまして、本日は、知事から諮問されております1件について、御審議願います。
御存知のとおり林地開発許可にあたりましては、森林のもつ公益的機能のうち、「災害の防止」、「水害の防止」「水の確保」及び「環境の保全」の4つの機能が損なわれない開発であることが重要な要件となっております。
この審議会では、委員の皆様それぞれの専門的知識と経験に基づき、審議いただければと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

司会

どうもありがとうございました。
続きまして、諮問の御報告をさせていただきます。資料1を御覧いただきたいと思っております。
本日の議事であります「株式会社ジースリーが行う太陽光発電施設の設置に係る林地開発について」は、資料1のとおり平成27年7月2日付けで宮城県知事より宮城県森林審議会会長へ諮問いたしました。
本件については、宮城県森林審議会規程第8条第2項第1号の規定により、森林保全部会において審議する事項となっておりますので、当部会で御審議いただくこととなります。

それでは議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5項において準用する第4条の規定により、部会長が行うこととなっておりますので、以後の議事進行を川村部会長にお願いいたします。

議長
(部会長)

それでは、私が暫時議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に御協力願います。

審議に入ります前に、本日の部会の議事録署名委員につきまして阿部委員と丸尾委員をお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。

(了解を確認)

それでは、平成27年7月2日付けで知事から諮問のありました株式会社ジースリーが行う太陽光発電施設の設置」について審議を行います。
はじめに、事務局から審議事項の説明をお願いします。

事務局

それでは、ここで審議事項の説明をさせていただきます。説明させていただきます資料と致しましては、お配りしております資料2を使いまして説明させていただきますと思います。
まず、1ページ目に申請者の概要が載っております。
申請のありました株式会社ジースリーにつきましては、設立が平成18年5月12日となっております。資本金が3,000万円、所在場所としましては群馬県伊勢崎市に本社をしております。主な事業内容はプリント基板等の輸出入と販

売となっております。

平成25年度から群馬県伊勢崎市に約0.9ヘクタールの太陽光を平成27年2月に本県の角田市内おきまして0.6ヘクタールの太陽光事業を展開しているところでした。

また、申請者による太陽光発電の実績につきましては、資料19ページに記載しておりました。

白枠の部分が実績事業であり、黄色で着色した部分が予定事業となっております。着色した部分の一番下の白石市の案件が、本日の審議案件のものとなっております。

それでは次に5ページに戻っていただきます。

今回の林地開発許可申請の内容につきましては、午前中の現場で御説明申し上げましたが、改めて確認させていただきます。

本申請につきましては、平成27年3月31日付けで申請書が提出されておきまして、申請者は㈱ジースリー代表取締役金子史朗となっております。

開発行為に係る森林の所在場所は、白石市大鷹沢鷹巣字砂押堀西29番17外3筆となっております。

開発行為に係る森林の土地の面積として、カッコ書きは地域森林計画対象森林面積と致しまして16.8349ヘクタール、うち開発を行う森林の面積と致しまして14.2716ヘクタールでございます。

開発行為の目的と致しましては、太陽光発電施設の設置となっております。開発行為の着手予定年月日は許可の日から開発行為の完了予定年月日としまして、平成28年10月31日として申請がございました。

今回の太陽光発電業の概要と致しましては、全体の発電量は約10メガワットアワーでございます。そちらは、年間消費電力量として4人家族の一世帯あたりが5.5メガワットアワーとされておきしますので、年間として換算しますと、約15,000世帯分の消費発電量に相当します。

次に事業計画書になりますけれど、先程説明させて頂きました申請書に記載されている面積につきましては、右側の上から2番目及び3番目に記載されておきまして、それ以外の全体の事業区域面積と致しましては、17.3593ヘクタールとなっております。17.3593ヘクタールといいますのは、土地利用計画平面図で着色されている面積全体となります。

事業計画書中段に書かれておきまして用地面積として、左上から順に造成敷地、調整池、調整池法面となっておりますが、これらは今回の開発における転用後の用途を記載しておきまして、同じ表を右に追っていただきますと、用地の現況と致しまして、地域森林計画対象民有林といたしまして、16.8349ヘクタールとなっております。

土地利用計画平面図で言いますと、少し濃い緑色が残置森林となっております。すなわち木を切らず、開発をしない地域である残置森林2.5633ヘクタールを除外した面積が、開発行為に係る森林面積14.2716ヘクタールとなります。

事業計画書の一番下土工関係を御覧下さい。今回の土工関係としては、32ページの造成計画平面図を御確認頂きたいと思っております。

事業計画書に記載されているとおり、切土量は601,800立方メートル、盛土量は482,000立方メートルとなっております。これらの盛土切土の範囲を示しているのが32ページとなっております。

また、事業計画書に記載しておきましてカッコ書きの量として、切土量として自然

に流失される量として1割除いたものとなっております、601,800立方メートルに0.9を乗じたものの数字となっております。

また、盛土量としましては、一旦崩した土のボリュームが膨らむので、1.1を乗じたものとなっております。

総切土量から総盛土量を差し引いたものが残土量となっており、6,118立方となっております。

なお、残土は場内整理のための客土として、再利用するため場外には搬出しないため発生しないという計画となっております。

7ページ目ですが、左側に項目が記載されており、「災害防止対策」、「残置森林及び造成する森林等の計画及び維持管理方法」、「一時的利用の場合は利用後の現状回復方法」という形で報告させていただきます。

まず、災害防止対策について報告させていただきますと、1ヘクタールあたり310立方メートルの堆積土砂量を見込んだ丘陵部恒久調整池を設置する予定となっております。切土法面は1対1.5の勾配で切取し、5メートル毎に小段を設け、盛土法面は1対1.8以上の勾配の予定となっております。

尚、造成により生じた法面については緑化工種子吹付を行う計画となっております。防災調整池としまして1か所設置する予定となっており、排水計画と致しましては、既存の白石市が管理する水路に放流する予定となっております。

まずこの区域の中に造成森林として一旦仮設道路を通した後に、植栽する計画として樹高1.0メートル以上のコナラ、ヤマザクラ等を1ヘクタール当たり2,000本植栽する予定となっております。

パネル設置後の管理といたしましては、開発中、開発後ともに、みやぎソーラーパートナーズ株式会社が行うこととなっており、今回の申請者と代表取締役が同一の系列会社が定期的に行う予定となっております。

また工事本体としましては、請負工事を予定しております。白高・佐藤建設共同企業体が工事を実施することとなっております。なお、参考といたしまして、工事請負契約書は別紙に添付しております。

また、一時的利用の利用後の現状回復方法といたしましては、今回の太陽光発電事業は、固定価格買い取り制度を利用しております。こちら調達期間を20年間としております。その間、地上権を設定するという計画となっております。

設備の耐用年数を迎えた際の現状回復については、こちらに記載しております。設備類を撤去したのち、樹高1メートル以上の高木性樹木を1ヘクタール当たり2,000本植栽する予定となっております。

当該森林の水源かん養機能の依存についてですが、当該地域の沢水を飲料水として使用住宅、水資源依存農地、漁業関係に関する影響及び防火水に関する利用は無しとなっております。

また、周辺地域への影響及び住民生活への配慮等につきましては、記載のとおり仮設道路を設置する計画となっております。施工中の粉じん対策としましては、住宅地との境界部において、撒き水により粉じんを抑制することで、住宅地への粉じん飛散を防止する予定となっております。作業時間は午前8時から午後5時を厳守しまして、地域住民の安息時間帯の作業は行わないように配慮しております。白石市につきましては、太陽光発電設備設置事業指導要綱を昨年10月に定めております。地元自治会等に対し説明会を開催するというような位置付けとなっております。こちらにのっとり地元自治会等の理解を得るよう努めるという計画となっております。

以上が主な申請内容となっております、自然保護課で審査した結果について、引き続き御説明させていただきます。

それでは、2ページ目、3ページ目を御覧下さい。

ここからは森林法第10条2第2項の4つの基準として、「災害防止」「水害防止」「水の確保」「環境保全」について、森林の持つ公益的機能を著しく損なわないかを判断する上で必要なところを説明させていただきます。

まず、環境保全に関する内容について御説明させていただきます。

今回の本申請といたしましては、太陽光発電施設の設置になりますが、林地開発許可基準の運用細則の中では、許可基準となる森林率が掲げられております。この森林率につきましては、お配りした資料4ページに目的に応じた森林率の表を載せております。今回の太陽光施設につきましては、表中の丸印をつけております工場事業場の設置が該当してまいります。

右枠に森林率が概ね25パーセント以上とする記載がございまして、これは表に書かれているとおり事業区域内で残置森林又は造成森林の割合となっております。また、森林の配置等ということで記載がございまして、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置することとしております。また2番目として、開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置することとしております。

今回、森林率につきましては、計画上25パーセント以上となっておりますけれども、本計画では25.46パーセントでございまして、図中の緑の残置森林と水色の造成森林をたした4.2ヘクタール程度を、開発行為をしようとする森林面積16.8349ヘクタールで割り戻した数値が25.36パーセントとなっております、基準となる森林率25パーセント以上を満たしていることとなります。2ページに戻っていただきまして、こちら森林率といいますのが調書上から5段目に25.46パーセントということで記載されております。こちらが審査基準25パーセントをクリアしているということになります。

また、2ページの表中の一般的事項の審査ということで、開発行為に対する関係者の意見というものがああります。こちら市町村の意見として、白石市長の意見を確認しております。

お手元に配っております資料の9ページ、10ページに添付させて頂いたものが、白石市長からの意見となっております。主な意見内容としては、10ページの項目内容となっております。残置森林の維持管理、森林保全について、土木工事の60日前までに発掘届を提出することなど、地域住民の騒音等の迷惑をかけないことなどの配慮が求められております。

これに対しまして、11ページ、12ページで、株式会社ジースリーから白石市長に対する回答ということでいただいているところです。記載されておりますとおり12ページで上の方から残置森林につきましては、管理業務を行いますみやぎソーラーパートナーズ株式会社により定期的に維持管理を実施し、異常が発見された場合には、早急に復旧するというような回答をいただいております。

続きまして、2ページ目に戻っていただきまして、市町村からの意見の欄の下にございまして他法令の許認可の状況を御確認いただきたいと思っております。

今回、仮設道路を設置しますこちらの箇所が休耕田となっている農地がございま

して、一時的ではございますが、農地転用の許可を受けることとなっております。

防災調整池につきましては、県の河川課が設置しております防災調整池設置指導要綱によりまして、申請者と河川課長で協議を行い、排水する容量について協議を行いまして、河川課長の下承を得ております。

また太陽光発電に関しては、経済産業省の設備認定が、平成27年3月31日に変更認定という形で認定を受けているほか、東北電力の系統連係承諾につきましても平成27年6月30日に承諾を受けております。

それ以外につきましては、県の条例によります環境アセスにつきましては、面積について75ヘクタール以下となっております、該当しておりません。

また、大規模開発につきましては、面積20ヘクタール以上が対象となり、今回の事業は全体で約17ヘクタールということで、対象外となっております。

その他、下の段にありますのが、先程申し上げたとおり、一般的事項の審査として、白石市太陽光発電設備設置事業指導要綱に基づく、開発協定を締結する予定となっております。

また、開発中及び完了後はみやぎソーラーパートナーズ株式会社が管理する予定となっております。

3ページ目に移りまして、左の項目1、2、3及び4の4つの基準が満たされているかの審査結果となります。

機能性の高い森林の有無といたしましては、こちらは該当がございません。

2番、災害防止上の審査としましては、切土量、盛土量を記載しておりますが、残土は全量、場内の客土として利用する予定となっております。また、切土、盛土の法面勾配といたしまして、安定勾配であると判断し、適としております。切盛の法面については、緑化することにより土砂の流出等を防止する予定としており適という扱いとなっております。防災工事につきましては、河川課との協議を経まして防災調整池を設置しており、排水先である導流水路の管理者白石市からも同意を得ていることから防災工事につきましても支障はないとして、適と判断しております。また流末処理状況は、農業用水路へ放流することについて、先程も申し上げたとおり同意を得ていることから、開発行為に支障がないと判断し適としております。

また3番の水の確保といたしまして、水の依存については、水の依存にかかる周辺地域の水利用がございませんので、水の依存状況は無しとしております。また、水路を確保するための措置等、水質悪化防止のための措置としまして、適と判断しております。

また環境保全上の審査としまして、先程申し上げたとおり森林率が25パーセント以上を確保しているということ、また騒音、粉塵、植生保全に対する措置としましても、地域住民に配慮した計画であるということから、適としております。また、景観上の維持の観点といたしまして、外周に残置森林及び造成森林を配置するというので、維持するという観点であるということから、適としております。

工事の工程につきましても、今回大規模な面積がございますので、一度に伐採を行わず、必要な部分を分割しながら伐採を行う計画となっております。太陽光の造成工事としましては、防災調整池と仮設道路の区域が重なっており、防災調整池の工事を先行して行うことは困難ですが、防災沈砂池を計画的に設置しながら、事業をするという計画となっておりますので、こちらも、適という扱いとしております。

以上の結果が、こちらの審査結果となっております。以上でございます。

議長
(部会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局から許可申請の内容及び審査状況につきまして説明をいただきました。このあと、ただ今の事務局からの説明と午前中の現地調査の内容についての質疑応答後、委員の皆様にご意見を求めることとなります。質疑応答の内容の中に、公開することによって当該事業者の正当な利益が損なわれると認められる内容が含まれる可能性がありますので、情報公開条例第19条に基づき、ここからは、非公開で行うこととしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

議長
(部会長)

それでは、ここで傍聴者の皆様は、一旦退席をお願いします。
また申請者の入室を認めますので、事務局からお伝え願います。

(傍聴者退席・申請者入室確認)

質疑・応答（非公開）

議長
(部会長)

それではお諮りします。
「株式会社ジースリーが行う太陽光発電施設の設置」に係る林地開発許可申請につきましては、基本的には特に問題はない。ただし、附帯意見として、除草材の使用については極力必要最小限にすることという点、もう一点が、吹き付け緑化資材等については、極力在来種を使用して欲しいという旨の附帯意見を付して許可することに問題はないということにしたいと思えます。委員の皆様宜しいでしょうか。

(異議なし)

それでは異議無いようですので、今申し上げた附帯意見を付けまして許可することに問題はないということで決定しました。

以上で議事を終了いたします。
議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。